

公 告

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 1 条の 2 の規定による尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業の事業計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する旨の公告（令和 4 年 2 月 2 5 日）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

小牧市長 山 下 史守朗

公告文中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで」を「小牧市役所等の開庁時間を定める規則（令和 7 年小牧市規則第 4 1 号）に定める小牧市役所の開庁時間」に改める。